

平成 23 年 10 月 7 日

保護者各位

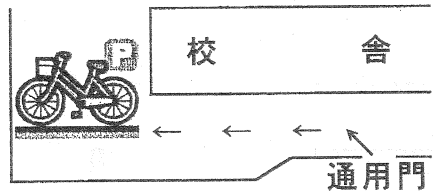
湯浅町立湯浅小学校  
校長 吉田 泰典

## 放課後の運動場の利用について

めっきり涼しくなってまいりましたが、皆様ご清祥にお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、先の参観日の懇談会において、標記の件についての問い合わせがありました。学校としましては、地域での遊び場所が減り、安全面も考慮すると、放課後に子どもたちが運動場を有効に使うことはこれまでと同じように問題ありません。ただし、学校施設管理の都合上、以下のことを守ってください。

- ・ 放課後に運動場で遊べるのは、午後 4 時 30 分までです。ただし、11 月～3 月の期間は、午後 4 時までです。
- ・ 土曜日、日曜日、祝日等で学校が休みの日は入れません。
- ・ お菓子やジュースは持ち込めません。
- ・ バットを使ってのボール遊びはできません。
- ・ 校舎内は勝手に入れません。
- ・ 自転車で来た場合は、通用門でおりて、校舎の西側にとめておいてください。



※芝生の管理のため、刈ったり、肥料をまいたりする作業をしている時は入れません。

### じどう 児童のみなさんへ

どこで遊ぶ場合でも、家の人には「だれと」「どこで」「何時まで」遊ぶのかを必ず言ってから出かけるようにしましょう。

暗くなるまで遊んでいたり、人通りの少ないところに子どもたちだけで行くことはやめましょう。